

災害復旧工事の現場代理人の常駐に関する特記仕様書

(適用)

第1条 この特記仕様書は、今治市（以下「甲」という。）が発注する災害復旧工事に適用する。

(兼務要件)

第2条 当該工事の現場代理人は、次に掲げる要件をすべて満たす場合、災害復旧工事に限り3件を超えて兼務することができる。

- (1) 同一の者が現場代理人を務める全ての工事が甲が発注する災害復旧工事であること。
- (2) 前号に該当する全ての現場が近接し、各現場間が概ね30分程度で移動できること。
- (3) 甲又は甲の監督員が求めた場合には、工事現場等に速やかに向かう対応を常時、確実に行えること。
- (4) 安全管理・工事管理により一層の配慮ができること。

(技術者等の通知)

第3条 請負者（以下「乙」という。）は前条に定める兼務の状況について、「現場代理人・主任(監理)技術者について」により通知し、必要に応じて甲が求める現場間の移動時間及び距離、施工形態について報告しなければならない。

(現場代理人が兼務する工事に対する報告義務)

第4条 乙は、工事現場の安全確保を図るため、施工管理の状況を甲に報告しなければならない。

また、乙は、当初、兼務工事でなかったものが、その後の受注により兼務工事となった場合は、兼務承認を得た旨を当該工事の監督員に報告しなければならない

(その他)

第5条 当該現場代理人が主任技術者又は監理技術者を兼務するときはいずれの災害復旧工事も請負金額4,500万円未満であること。